

◆北海道◆

第二弾

お米・牛乳 子育て応援事業

北海道は、食料品などの物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減と道産品の消費拡大を図るため、下記の対象児童がいる北海道内の世帯に商品券等をお届けします。

申請が必要
です!

電子クーポンは
電子申請のみ申請可能

<対象児童>
平成17(西暦2005)年
4月2日から
令和6(西暦2024)年
4月1日までに
お生まれの子ども

支給品 支給対象の世帯ごとに、次のいずれか1つ

※1世帯あたり、1回限り

A商品券

「おこめギフト券」又は「おこめ券」
3,960円相当分(440円×9枚)と
「牛乳贈答券」
1,200円相当分(200円×6枚)
<5,160円相当分>



※商品調達の都合上、受付開始直後に申請いただいた場合でもお届けは早くても2月中旬以降となります。

B電子クーポン

北海道産の「米」と「牛乳」を購入
できる電子クーポン
<5,160円相当分>

※電子申請の方のみ申請可能



お急ぎの方は、電子クーポンでの
申請をお勧めします。

C北海道米(ななつぼし)

精米(10kg)又は
無洗米(10kg)
どちらか1つ
**<5,160円相当分
(送料含む)>**



※イメージ
※お届けまでに3~4週間程度(目安)を
要する見込みです。

支給対象
及び
申請手続者

申請日において次のいずれかに該当

支給対象

- ①道内で対象児童と同居している世帯
- ②道内で対象児童だけで構成する世帯
- ③保護者は道内に在住し、道外で対象児童だけで構成する世帯

申請手続者

- | |
|----------------|
| 対象児童と同居する保護者 |
| 対象児童又は道内在住の保護者 |
| 道内在住の保護者 |

※「世帯」とは、住居及び生計を共にする方の集まり、又は、独立して住居を維持・もしくは独立して生計を営む単身者

※「保護者」とは、父母、養父母、未成年後見人、施設の長、里親等、対象児童を現に監護する方

申請期間 令和6(西暦2024)年1/26金9:00~4/30火まで

※郵送の場合は当日消印有効

通常申請方法 電子申請 又は 郵送申請

●送料がかからず、お問い合わせや書類の追加提出等がスムーズな電子申請をお勧めします。

第一弾の支給品を受給された世帯(住所変更のない世帯)には、ダイレクトメール(はがき又は封書)が届きますので、そちらからお申込みください。くわしくは裏面をご覧ください

○申請方法

第一弾の支給品を受給された世帯 簡易申請

第一弾で電子申請をされた方

お手元に届いたDMハガキの二次元コードより申請してください。

(くわしくはDMハガキに記載の内容をご確認ください)

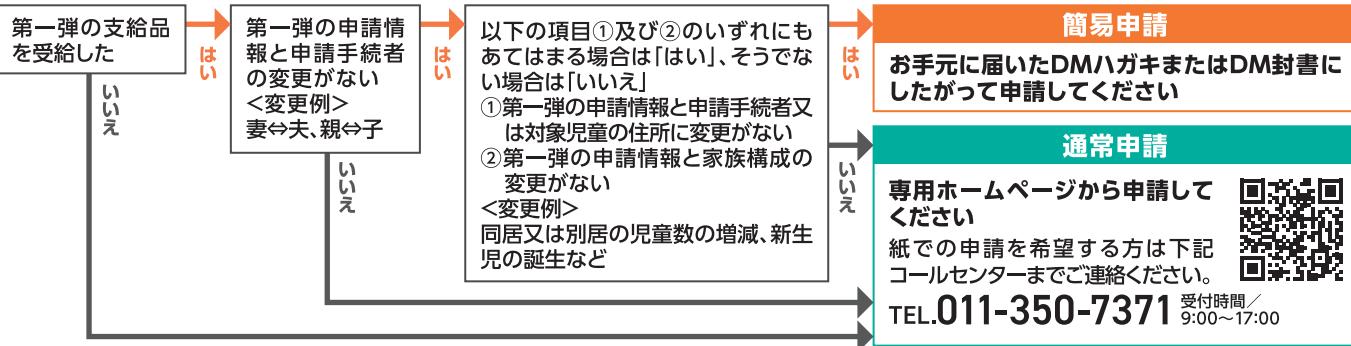
第一弾で郵送申請をされた方

お手元に届いた封書に同封の申請書に記入をいただき、事務局へお送りください。

(くわしくは申請書に記載の内容をご確認ください)

注:上記いずれも、第一弾申請時から住所、家族構成に変更のある世帯は、右記に記載の通常申請をお願いします。

申請方法フローチャート



提出書類(簡易申請の場合は不要)

①申請書 ②本人確認書類 申請書に記載された全員分の「氏名」、「生年月日」、「現住所」の全てが確認できる書類の写し

●住民票 ●健康保険証(住所が裏面に記載されている場合は裏表) ●マイナンバーカード(表面のみ)

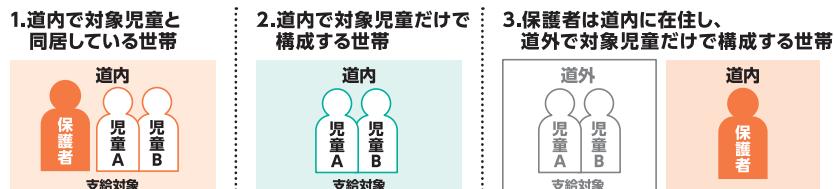
●運転免許証(表裏) ●母子健康手帳(表紙と住所が記載された頁) 等

*母子健康手帳を対象児童の本人確認書類とする場合は新生児など母子健康手帳以外に本人確認書類が用意できない場合に限ります

*審査の過程で確認が必要となった場合は、別途追加書類を求める場合があります *健康保険証等を本人確認書類にする場合は、保険者番号などをマスキングしていただく必要があります

支給対象

申請日において右記のいずれかに該当



家族構成による支給事例

世帯パターン	申請手続者	支給数	備考
①道内で保護者と児童が同居する	保護者	1	児童が何人いても1世帯あたりの支給数は1つ。
②道内で保護者と児童が別居する	児童	1	保護者と児童のみの2世帯あるが、保護者世帯には児童がいないため、別居児童世帯分のみを別居児童が保護者に支給される。
	又は	1	
	保護者	1	
③道内外で別居する	保護者	1	保護者と児童のみの3世帯あるが、保護者世帯には児童がいないため、別居児童世帯分が児童Aと児童Bにつき、保護者に2つ支給される。
	児童 A	1	
	児童 B	1	
	又は	2	
	保護者	2	
④道外で保護者が道内、道外で児童が別居する	児童が道外で別居	1	「保護者と児童A」と「児童B」の2世帯を対象に、保護者と児童Bにそれぞれ1つづか、保護者に2つ支給される。
	児童 A	1	
	児童 B	1	
	又は	2	
	保護者	2	
⑤道外で保護者が道内に在住する	保護者	1	支給品の送付先は道内に限るために、道外別居児童世帯分が道内在住の保護者に1つ支給される。

○注意事項

- 支給品は原則申請手続者の住所へ送付いたします。
- 申請期限を過ぎたものはいかなる理由でも受け付けることができませんのでご注意ください。
- 支給決定後に、偽りその他の不正な手段により支給を受けたことや支給品を他人に交換・売却し利益を得たことなどが判明した場合は、支給決定を取り消し、事務局の提示する返還方法に応じ速やかに返還していただきます。
- 支給品が申請した住所に到達しなかった場合は、再送付は一度限りとし、再度到達しなかった場合は、当該申請を取り下げたものとみなします。
- 申請が重複した場合は、原則として先に申請があった申請手続者に支給します。子育て世帯を応援するという事業の趣旨を踏まえ、受け取った支給品は、対象児童のためにご活用いただけますようご協力ください。

[お問い合わせ先]

北海道お米・牛乳子育て応援事業事務局
コールセンター

TEL.011-350-7371

受付時間／9:00～17:00

くわしくはホームページをご確認ください

<https://hkdk2023kosodate-ouen.jp>